

告示第 102 号

太子町エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 8 月 21 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、資源・エネルギー価格等高騰の影響により、事業における経費が増大し、経営に大きな影響を受けている町内中小事業者等に対し、負担軽減を図ることを目的として、予算の範囲内において、太子町エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(実施主体)

第 2 条 支援金の交付について、実施主体は、町とする。ただし、町長は、前条の目的を達成するために、適切な運営管理を行うことができると認められる法人その他の団体に、支援金交付業務の全部又は一部を委託することができるものとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、「エネルギー経費」とは、別表 1 に掲げる経費をいう。

(交付対象者)

第 4 条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和 5 年 4 月 1 日時点において、町内に本店を有する、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業である法人又は町内に主たる事務所等を置く個人事業主及び特定非営利活動法人。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 協同組合等の組合

イ 任意団体

ウ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

オ 支援金の趣旨及び目的に照らして適当でない町長が認める事業者
(2) 令和5年1月から令和5年8月までの任意の2カ月間に太子町内の事業所等で使用したエネルギー経費の合計額（以下「支援対象経費」という。）が25万円以上である者。ただし、別表2のいずれかに該当する経費は、支援対象経費としない。

(3) 町税を完納している者

(4) 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第7号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していない者
（支援金の額等）

第5条 支援金の額は、支援対象経費の30%以内（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、法人の場合にあつては20万円、個人事業主の場合にあつては10万円を上限とする。

2 支援金の交付は1交付対象者につき1回限りとする。

（交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、令和5年9月1日から令和5年12月28日までに、太子町エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 対象とする月のエネルギー経費が確認できる書類（領収書等）。ただし、交付申請書における事業所名若しくは代表者名と宛名が一致しているものとする。

(2) 法人の場合は、履歴事項全部証明書

(3) 個人事業主の場合は、町内に主たる事務所等を置くと証明するもの

(4) 直近の確定申告書の写し

(5) 町税の納税証明書

(6) その他町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、太子町エネルギー価格高騰対策支援金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、支援金の交付をしないことを決定したときは、太子町エネルギー価格高騰対策支援金不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、町が指定する請求書を、町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、速やかに支援金を交付するものとする。

（調査）

第8条 町長は、この要綱の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、交付申請者に必要な書類の提出を求め、実状を調査することができる。

（支援金の取消し及び返還）

商工/公設は
(2)(3)は省略可

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

(委託)

第10条 第2条の規定に基づき支援金交付業務を委託する場合において、第6条から前条中「町長」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表1(第3条関係)

区分	備考
ガソリン代	・太子町内の事業所等で事業用に供したものであること。
重油代	
軽油代	
灯油代	
都市ガス代	
プロパンガス代	
電気代	
その他(事業用の車両・機械等を動かすための燃料代)	

別表2(第4条関係)

・販売目的に仕入れた燃料等や、製品を製造するための原材料として仕入れた燃料等に係るエネルギー経費
・混合油、エンジンオイル、カセットボンベ、添加剤の仕入れに係る経費
・グループ企業や関連会社、自社の役員や社員等に対して支払った経費
・他の取引と混在した支払いであって、明細等で当該経費が判別できないもの
・領収書、振込データ、通帳等、支払いが確認できる書類が提出できないもの
・その他社会通念上不適切と認められるもの

エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書

令和5年 月 日

太子町商工会長 あて

所在地

電話番号

事業所名

代表者名

印

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※法人のみ記載13桁（マイナンバーではありません）

エネルギー価格高騰対策支援金の交付を受けたいので次のとおり誓約・申請します。

誓約書

エネルギー価格高騰対策支援金交付申請にあたり、次の通り誓約します。

（☑をしてください。）

- 太子町内に本社又は主たる事業所を有する事業者であり、エネルギー価格高騰の影響を受けていることに相違ありません。
- 交付申請にかかる提出書類全てにおいて、記載内容等は事実と相違ありません。
- 太子町暴力団排除条例（平成25年太子町条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。
- 事業活動に必要な許可等を全て有しています。
- 申請に対する虚偽が発覚した場合は、支援金の返還等の指示に従います。

提出書類

- ① エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書（本用紙）
- ② エネルギー経費（月別使用額）明細書及び領収書のコピー
- ③ 直近の確定申告書の写し
※税務署の收受印等があるもの、e-taxの場合は「受信通知」も提出
- ④ 納税証明書（太子町の税金関係を滞納していないことが分かる書類）

申請書提出後、審査を経て不備がなければ、交付決定通知書と請求書を発行します。
支援金の振込は請求書提出後、2週間を要しますのでご了承ください。

【流れ】

申請書提出（事業所） ⇒ 審査（商工会） ⇒ 交付決定（請求書郵送）（商工会） ⇒ 請求書提出（事業所） ⇒ 支援金振込（商工会）

エネルギー経費（月別使用額）明細書

1. 事業所情報 事業所名（屋号） _____

代表者名 _____

2. エネルギー経費

令和5年1月～令和5年8月のうち任意の月（2ヶ月分）のエネルギー経費（税込）をそれぞれ記入してください

【注意】

- ・ 町内の事業所で事業用に使用したエネルギー経費のみ記入してください
- ・ 町外の支店等のエネルギー経費や事業用以外のエネルギー経費（家庭用等）は対象外です。
- ・ 販売目的に仕入れた燃料等や製品を製造するための原材料として仕入れた燃料等は対象外です。
- ・ 混合油、エンジンオイル、カセットボンベ、添加剤等は対象外です。
- ・ 宛名の不明な領収書は対象外です。（現金で入れたガソリンの領収書等）

	令和5年 月分	令和5年 月分
ガソリン		
重油		
軽油		
灯油		
都市ガス		
プロパンガス		
電気		
その他（バイオディーゼル燃料等） ※事業用の車輛・機械等を動かすための燃料に限る		
小 計	円①	円②
合 計 (必須条件：25万円以上であること)	円 ①+②	

※令和5年1月～令和5年8月のうち任意の2ヵ月間に町内の事業所で事業用に使用したガソリン、重油、軽油、灯油、都市ガス、プロパンガス、電気料金等の領収書のコピーを提出してください。

※すべてのエネルギー経費について発生主義や現金主義等の統一的な会計基準に基づいて算定すれば使用月での選定及び支払月での算定のいずれも認めることとします。

【使用月での算定の例（発生主義）】

6月に使用した電気代、ガス代、ガソリン代等を7月中に支払った場合は6月分として算定

【支払月での算定の例（現金主義）】

6月に使用した電気代、ガス代、ガソリン代等を7月中に支払った場合は7月分として算定

※発生主義及び現金主義は統一して申請をお願いします。

エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書

令和5年 月 日

太子町商工会長 あて

所在地

電話番号

事業所名

代表者名

印

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※法人のみ記載13桁（マイナンバーではありません）

エネルギー価格高騰対策支援金の交付を受けたいので次のとおり誓約・申請します。

誓約書

エネルギー価格高騰対策支援金交付申請にあたり、次の通り誓約します。

（☑をしてください。）

- 太子町内に本社又は主たる事業所を有する事業者であり、エネルギー価格高騰の影響を受けていることに相違ありません。
- 交付申請にかかる提出書類全てにおいて、記載内容等は事実と相違ありません。
- 太子町暴力団排除条例（平成25年太子町条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。
- 事業活動に必要な許可等を全て有しています。
- 申請に対する虚偽が発覚した場合は、支援金の返還等の指示に従います。

提出書類

- ① エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書（本用紙）
- ② エネルギー価格高騰対策支援金申請書類チェックリスト及び記載分
- ③ エネルギー経費（月別使用額）明細書及び領収書のコピー
- ④ 直近の確定申告書の写し
※税務署の收受印等があるもの、e-taxの場合は「受信通知」も提出
- ⑤ 納税証明書（太子町の税金関係を滞納していないことが分かる書類）

申請書提出後、審査を経て不備がなければ、交付決定通知書と請求書を発行します。支援金の振込は請求書提出後、2週間を要しますのでご了承ください。

【流れ】

申請書提出 ⇒ 審査 ⇒ 交付決定（請求書郵送） ⇒ 請求書提出 ⇒ 支援金振込
 （事業所） （商工会） （商工会） （事業所） （商工会）

エネルギー価格高騰対策支援金
申請書類チェックリスト（商工会非会員用）

<input type="checkbox"/>	<p>1. エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書</p>
<input type="checkbox"/>	<p>2. 町内に本社又は主たる事業所を有していることが分かる書類の写し</p> <p>【個人事業者】</p> <p>①直近の確定申告書B第一表 ※税務署の收受印等があるもの、e-taxの場合は「受信通知」も提出</p> <p>②本人確認書類の写し <u>※個人事業主のみ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 健康保険証 ・ マイナンバーカード など <p>③納税証明書（太子町の税金を滞納していない事）</p> <p>【法人】</p> <p>①法人番号が分かる書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴事項全部証明書：3ヶ月以内に発行 <p>② 納税証明書（太子町の税金を滞納していない事）</p> <p>③直近の確定申告書の写し ※税務署の收受印等があるもの、e-taxの場合は「受信通知」も提出</p> <p>【新規創業者】令和5年3月31日までに開業された方が対象</p> <p>①開業届（控え） ※税務署の收受印等があるもの、e-taxの場合は「受信通知」も提出</p> <p>②事業活動の実態が証明できる書類（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務請負契約書、代理店契約書、工事契約書 ・ 出荷伝票、売上伝票 ・ 取引相手から発行された・請求書、領収書、納品書など <p>③納税証明書（太子町の税金を滞納していない事）</p>
<input type="checkbox"/>	<p>3. エネルギー経費（月別使用額）明細書</p>

※申請書以外は、コピーで提出してください。

エネルギー経費（月別使用額）明細書

1. 事業所情報 事業所名（屋号） _____

代表者名 _____

2. エネルギー経費

令和5年1月～令和5年8月のうち任意の月（2ヶ月分）のエネルギー経費（税込）をそれぞれ記入してください

【注意】

- ・ 町内の事業所で事業用に使用したエネルギー経費のみ記入してください
- ・ 町外の支店等のエネルギー経費や事業用以外のエネルギー経費（家庭用等）は対象外です。
- ・ 販売目的に仕入れた燃料等や製品を製造するための原材料として仕入れた燃料等は対象外です。
- ・ 混合油、エンジンオイル、カセットボンベ、添加剤等は対象外です。
- ・ 宛名の不明な領収書は対象外です。（現金で入れたガソリンの領収書等）

	令和 年 月分	令和 年 月分
ガソリン		
重油		
軽油		
灯油		
都市ガス		
プロパンガス		
電気		
その他（バイオディーゼル燃料等） ※事業用の車輛・機械等を動かすための燃料に限る		
小 計	円①	円②
合 計 (必須条件：25万円以上であること)	円 ①+②	

※令和5年1月～令和5年8月のうち任意の2ヵ月間に町内の事業所で事業用に使用したガソリン、重油、軽油、灯油、都市ガス、プロパンガス、電気料金等の領収書のコピーを提出してください。

※すべてのエネルギー経費について発生主義や現金主義等の統一的な会計基準に基づいて算定すれば使用月での選定及び支払月での算定のいずれも認めることとします。

【使用月での算定の例（発生主義）】

6月に使用した電気代、ガス代、ガソリン代等を7月中に支払った場合は6月分として算定

【支払月での算定の例（現金主義）】

6月に使用した電気代、ガス代、ガソリン代等を7月中に支払った場合は7月分として算定

※発生主義及び現金主義は統一して申請をお願いします。